

○厚生労働省告示第三百七十二号		
	改	正
	後	前
三百三十三 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。		
一→三百三十三 (略)		
三百三十四 脳クレアチン欠乏症候群		
三百三十五 ネフロン ^{膀胱}		
三百三十六 家族性低βリボタンパク血症I (ホモ接合体)		
三百三十七 ホモシスチン尿症		
三百三十八 進行性家族性肝内胆汁うつ滯症		
	改	正
	後	前
三百三十三 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病は次の各号に掲げるとおりとし、同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度は、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度とする。		
一→三百三十三 (略)		
(新設)		
	改	正
	後	前
厚生労働大臣 後藤 茂之		
(傍線部分は改正部分)		